

## 原子力災害対策指針の検討状況と方向性について

平成24年10月19日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

## 1. 本指針の制定趣旨について

本指針は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力規制委員会が、事業者、行政機関等の原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、当該対策に係る専門的・技術的事項等について定めるもの。

## 2. 原子力規制委員会における検討状況と検討の方向性について

9月26日に開催された第2回原子力規制委員会から検討を開始。政府・国会・民間の各事故調査委員会の報告書における指摘事項を含む、東京電力福島第一原子力発電所事故における教訓を踏まえ、以下のような事項を中心に内容を精査しているところ。

## 【原子力災害対策指針の策定に当たり検討されている事項】

- ・避難準備など予め対策を講じておく区域
- ・オフサイトセンターの整備の立地や整備の条件
- ・原子力災害対策業務関係者等の訓練の在り方 等

## 3. 今後の予定について

本指針は10月中に策定する予定。ただし、更なる改善・強化のために追加的な検討を要する事項については、継続的に議論を行い結果が出次第、随時指針を改定する方針。